

令和元年度第2回個人住民税検討会

日時：令和元年8月9日(金)15:00～

場所：総務省 5階 共用5階会議室

1 開会

2 議題

(1) グローバル社会における個人住民税のあり方

(2) その他

3 閉会

(配布資料)

資料1 グローバル社会における個人住民税のあり方

資料2 渡會委員提出資料

資料3 井上豊島区区民部税務課長提出資料

グローバル社会における 個人住民税のあり方

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)(抄)

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。

[法務省(国税庁、総務省)]《施策番号95》

- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。[法務省]《施策番号96》

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。[総務省]《施策番号97》

【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(社会保険部分抜粋)

○ 地方入国管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。

このため、新たな在留資格による外国人について、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況などを確認することとし、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めないこととする。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。

上記の新たな在留資格における法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。

[法務省、厚生労働省]《施策番号93》

特定技能外国人受入れに関する運用要領

平成31年3月に出入国管理庁(当時は、法務省入国管理局)が策定した特定技能外国人に受入れに関する運用要領には、

- ・ 特定技能外国人が納税義務を履行していない場合は、(在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に対して)消極的な要素として評価される旨記載されるとともに、
- ・ 特定技能所属機関(特定技能外国人を雇用する者)についても、納税義務等を特定技能外国人に十分理解させることが求められることが記載されている。

第4章 特定技能外国人に関する基準

第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い(抜粋)

(2)納税義務のほか公的義務の履行に関するもの

- 納税義務がある場合には、当該義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば、納税義務不履行により刑に処せられている場合のみならず、納税義務を履行していないことが判明し、納税義務を履行するよう助言・指導されたにもかかわらず、引き続き納税義務を履行していない場合(ただし、納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合を除く。)には消極的な要素として評価されることとなります。
- 特定技能所属機関においても、雇入時の労働条件の明示や1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては、納税義務や社会保険料の納付義務の履行について、特定技能外国人に十分に理解させることが求められます。

【確認対象の書類】

○ 地方税

- ・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書
- ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し

*納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

【参考】在留期間の更新に当たって納税証明書が必要とされる根拠規定及びその考慮の程度

出入国管理及び難民認定法(抄)

(在留期間の更新)

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 (略)

出入国管理及び難民認定法施行規則(抄)

(在留期間の更新)

第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の五の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方入国管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3～6 (略)

※ その上で、別表第三の下欄には、多くの在留資格で「年間の収入及び納税額に関する証明書」が掲げられている。

「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」(入国管理局) (抄)

在留資格の変更及び在留期間の更新は、入管法により、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ、この判断に当たっては、以下のような事項を考慮します。…3以下の事項については、適当と認める相当の理由があるか否かの判断に当たっての代表的な考慮要素であり…(以下略)

6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、納税義務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、高額な未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に扱います。

生活・就労ガイドブック

日本で生活を始める外国人の方が、日本での円滑な生活を送るために生活全般に関する基礎的な情報を取りまとめた「生活・就労ガイドブック」においても、出国した場合の個人住民税の徴収について明記されている。

第8章 税金(抜粋)

2 住民税

2-1 住民税とは

住民税は、住んでいる都道府県と市町村に納める税金のことで、1月1日現在で日本に住所のある方は、住民税の対象となります。

都道府県民税と市町村民税の2つを合わせたものを「住民税」といい、一括して市町村に納めます。

住民税は、住民に定額の負担を求めるもの(均等割)と前年の所得の額に応じて負担を求めるもの(所得割)などがあります。所得割の税額の計算は所得税と同様の仕組みとなっています。

2-2 住民税の納付

(1) 普通徴収

市町村が送付する納税通知書によって、年間の税金を4回に分けて納めます。

(2) 特別徴収

事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を差し引いて納めます。

2-3 日本から出国する場合

住民税は、前年の所得に対して、1月1日現在で住所のある市町村で課税されますので、年度の途中で日本から海外へ転出しても、その年度の住民税は納める必要があります。日本から出国するまでの間、勤務先が支払う給与から住民税が徴収されていた場合には、最後の給与から未納分の税金を一括して徴収してもらう方法(一括徴収)があります。

また、日本から出国するまでに住民税を納めることができなかった場合は、出国する前に日本に住んでいる方を「納税管理人(納税者に代わって税金を納める人)」として定めてお住まいの市町村に届け出てください。未納分の税金については、納税管理人に通知されます。

令和元年度 第2回個人住民税検討会

グローバル社会における 個人住民税のあり方

令和元年 8月9日
豊橋市 市民税課

1 豊橋市の状況

(1) 豊橋市住民人口の推移

年月日	総人口	外国人	外国人割合	外国人1位	外国人2位	外国人3位	外国人4位	外国人5位
H31.1.1	377,303人	17,219人	4.7%	ブラジル 7,743人	フィリピン 3,511人	中国 1,476人	韓国朝鮮 1,336人	ベトナム 870人
H30.1.1	377,561人	15,804人	4.2%	ブラジル 6,955人	フィリピン 3,261人	韓国朝鮮 1,373人	中国 1,371人	ベトナム 728人
H29.1.1	378,018人	14,738人	3.9%	ブラジル 6,531人	フィリピン 2,947人	韓国朝鮮 1,416人	中国 1,378人	ペルー 701人
H28.1.1	378,485人	14,079人	3.7%	ブラジル 6,229人	フィリピン 2,759人	中国 1,467人	韓国朝鮮 1,434人	ペルー 706人
H20.1.1	385,137人	20,428人	5.3%	ブラジル 12,885人	韓国朝鮮 1,906人	フィリピン 1,758人	中国 1,548人	ペルー 1,016人

1 豊橋市の状況

(2) 平成30年度個人市民税 納税義務者・滞納者

科目	納税義務者	内外国人 納税義務者	外国人納税 義務者割合	収入率	滞納者	内外国人 滞納者	外国人 滞納者割合
現年課税分	208,062人	7,220人	3.5%	98.7%	4,781人	996人	20.8%
内普通徴収	53,855人	2,877人	5.3%	94.3%	4,781人	996人	20.8%
内年金特徴	26,364人	—	—	100%	—	—	—
内特別徴収	127,844人	4,343人	3.4%	99.9%	—	—	—

注) 年度当初の外国人普通徴収2,221人、特別徴収4,999人

1 豊橋市の状況

(3) 平成30年度個人住民税 公示送達・執行停止

項目	全件数	内外国人件数	全件数に占める外国人割合	外国人の国外転出者	外国人に占める国外転出者割合
公示送達	465人	197人	42.4%	104人	52.8%
執行停止 (現年分)	123人	67人	54.5%	60人	90.0%
執行停止 (過年分)	896人	181人	20.2%	68人	37.6%

2 特別徴収のさらなる推進

(1) 愛知県個人住民税特別徴収推進協議会

個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言（平成24年9月28日）

① 特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨…県職員により継続中

平成24年度～平成30年度の勧奨実績 12,839件

② 法人会・税理士会などの関係団体への依頼活動…事務局及び県推進員により実施

③ 特別徴収を実施していない事業主の方への地方税に定められた特別徴収税額の通知
…市町村により異なる（通知済・段階的实施中・実施予定有など）

④ ホームページ・広報誌などによる広報活動…概ね実施済

⑤ その他、特別徴収の推進施策の検討

愛知県特徴率	24年度76.05%	29年度83.63%	30年度84.14%
--------	------------	------------	------------

全国特徴率	24年度72.8%	29年度83.2%	
-------	-----------	-----------	--

2 特別徴収のさらなる推進

(2) オール東三河特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～ (参考資料)

平成27年6月30日、東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）合同で、市政記者（16社）に対して報道発表

東三河特徴率	24年度68.98%	29年度84.33%	30年度84.35%
豊橋市特徴率	24年度71.17%	29年度83.37%	30年度83.58%

豊橋市の普通徴収から特別徴収へ切替に向けての取組

- ① 特別徴収未実施の事業所に対してお知らせや電話での協力要請
- ② eLTAXチラシ及び特徴推進チラシを年末調整説明会等で配布及び送付 (参考資料)
- ③ 切替理由の記載がない給与支払報告書は特別徴収
- ④ 普通徴収切替理由書等の様式の統一
- ⑤ 電子納税の案内

3 在留中の納税の実効性確保

(1) 納税通知書の送付

① 確定申告受付支援

豊橋市国際交流協会共催・東海税理士会豊橋支部の協力のもと、毎年2月上旬の日曜日に外国人のための無料相談申告受付を開催

② 普通徴収納税通知書（参考資料）

納税通知書送付時に、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語の4か国語のチラシ「市民税・県民税の納税について（支払方法、時期、出国の場合）」を同封

③ かんたんな税金のしおり（参考資料）

やさしい日本語版・ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語をホームページと冊子を窓口に配置

3 在留中の納税の実効性確保

(2) 滞納者納税相談

① 通訳者の確保

納税課…ポルトガル語通訳1名 嘱託職員

多文化共生国際課…英語、ポルトガル語、タガログ語各1名 嘱託職員

全庁取組…外国語会話ができる職員の登録

② 多言語の催告書送付…英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語

③ 在留期間を意識した催告

催告書にビザ更新時に納税証明が必要と記載

④ 外国人受入企業、技能研修生受入団体との連携

多文化共生国際課・市民税課・納税課共同で帰国前に納税の必要性を説明

⑤ 外国人協会や団体と連携した啓発

協会等の協力で、SNSに休日納税相談日を発信

3 在留中の納税の実効性確保

(3) 転入・転出

① 転入届出時

案内文書…「所得・納税証明の必要な方は、1月1日現在で住民登録していた市区町村役場の税務担当課へお尋ねください。」

② 転出届出時

案内文書…市税・国民健康保険税又は、その他の利用料等に未納のある方（未納があるかもしれない方）

「納付又は納税相談（未納の有無の確認）をしてください。」

※国外転出の場合、現状では転出届を提出しないで出国してしまい、後日、法務省からの通知により、国外転出扱いとしている。

3 在留中の納税の実効性確保

(4) 中長期在留者

① 特別徴収 法321の5 ②ただし書

給与所得者が6月1日から12月31日までの間に退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、その給与所得者に対して翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が退職した月の翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超え、給与所得者から給与支払者に申出があったときは、未納分の月割額の全額をその給与又は退職手当等から一度に徴収しなければならない。

豊橋市…静岡県自動車組立部品事業所（中長期在留者：主にブラジル人）

ただし書を準用して、徴収可能月まで徴収納付してもらっている。

普通徴収分の納付負担軽減につながる。

平成30年異動届出書47件 内12件について一部徴収（予定納税）

最近の傾向…入局管理局ビザ更新手続き時に、納税確認が強化されてきた。

3 在留中の納税の実効性確保

(5) 短期在留者

① 普通徴収

技能実習制度（短期在留者）が従事している業務

- ・ 個人経営農業…中国人、ベトナム人
 - ・ 工事製造業等…タイ人、インドネシア人、フィリピン人、中国人、ベトナム人
- ※中国人の技能実習生は、租税条約により非課税となっている。

豊橋市…農業実習生は普通徴収

製造実習生は特別徴収、しかし、実習期間満了による退職後は普通徴収

◎技能実習生は期間満了とともに住民登録の手続き未届出まま帰国してしまう。また、在留期間を税システムで管理していないこともあり、接触機会がない上に、差押財産もないため徴収不可として執行停止処分をしている。

4 前年所得課税主義と現年度課税化

《あくまでも私見であることを御了承ください》

(1) 前年所得課税主義…指定技能の新設による外国人就労者増加に伴う収納対策

① 特徴一括徴収の強化（法321の5②ただし書の改正）又は繰上徴収（法13の2）

年末までに帰国退職する場合は、特別徴収義務者に一括徴収を義務化する。

② 納税証明書の添付（入管法の改正）

出国時（一時帰国を含む。）に納税証明書の提出又は提示を義務化する。

③ 準申告制度の設立（所得税申告に準ずる新設）

1月2日以降の退職帰国者に対する新年度課税分の申告納税を義務化する。

※個人住民税の例外…退職所得の課税の特例（法328）

④ 納税管理人指定（法300①②の改正）

確定申告の納税管理人を職権指定する。また、新年度分納付完了まで解除を認めない。

（例）豊橋市…還付金額受領後に、「連絡不通のため」として解除届が提出される。

⑤ みなし納税管理人（総則又は市町村民税の新設）

短期在留資格の技能実習生等の雇用主に納税義務の継承を義務化する。

4 前年所得課税主義と現年度課税化

(2) 現年度課税化

① 所得税方式と市町村清算方式

収入率向上とともに昨今の働き方改革による業務内容の簡略化を目指すため、AI、RPA等を駆使して新たな課税体系を作り出すとともに、賦課期日の定義の見直しを含め、マイナンバーカードと市区町村コードによる納付方法が可能となる納税システムを発展させるなど特別徴収義務者、納税者及び住民税課税従事者の負担軽減と、住民にわかりやすい地方税法に改正することが望ましい。

◎所得税、個人住民税、自治体による差異等…均等割と所得割による税額決定、減免制度、住登外課税制度、納期の特例、所得税申告義務を要さない所得への賦課、所得税と異なる所得控除、所得税と異なる所得申告（株式配当、株式譲渡等）、非課税の範囲（総務省令で定める率）、超過課税自治体と所得割税率（指定都市）など

参考資料

【ホームページ、冊子、チラシ】

特別徴収推進関連

- ・ オール東三河特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～ P14
- ・ 給与支払報告書提出時の留意点（お願い） P15
- ・ 電子納税サービスについて P15

外国人啓発関連

- ・ 市民税・県民税の納税について P16
- ・ かんたんな税金のしおり P17,18
- ・ 税金カレンダー P19

事業所の皆様

豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市

オール東三河特別徴収徹底宣言！
～住民税は給与からの天引きで～

東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）は、平成28年度に個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）を未実施の事業所を特別徴収義務者として、一斉に指定することを平成27年6月30日に発表しました。

対象事業所には、平成27年11月に指定予告通知書を送る予定です。

個人住民税を給与から天引きし、事業所がまとめて納入する特別徴収は、給与所得者の個人住民税の納付に係る負担を軽減します。あわせて、収納率が向上するため、各市町村が自立した財源を確保するだけでなく、持続・安定した行政運営にもつながります。

この趣旨をご理解いただき、今後ともより一層ご協力いただきますようお願いいたします。

事業主にとっても事務は簡単

各市町村から通知された市町村住民税・県民税額を従業員の給与から天引きするだけ！
所得税の源泉徴収事務のように、税額の計算や年末調整をする手間がありません。

従業員が常時10人未満の場合は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。

納期の	6月～11月分	12月10日まで
特例	12月～5月分	6月10日まで

従業員にとってもメリットがある！

従業員自身が納税するために金融機関等へ出向く必要がありません。

普通徴収は原則、年4回自分で納付するのにに対し、特別徴収は年12回で給与天引きされるので、一回当たりの負担が軽くなります。

◎年税額が60,000円の場合の一回家当たりの負担額

特別徴収	5,000円×12回	普通徴収	15,000円×4回
------	------------	------	------------

普通徴収より1回あたりの負担が軽い

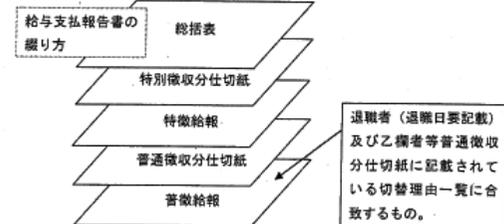
納め忘れによる延滞金がかかるという心配がありません。



給与支払報告書の提出について

毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに給与支払報告書（前年中の給与所得の金額、その他必要事項を記載したもので源泉徴収票と同じ内容のもの）を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長へ提出しなければなりません。

また、年の途中で退職した人についても退職時の住所地の市町村長へ提出してください。



普通徴収分仕切紙

No.	市区町村コード	届出番号
-----	---------	------

普通徴収分(個人納付)分

この紙の下に住民税・県民税を納付する方(またはその普通徴収への切替理由を記載する方)の給与支払報告書マイ、ウ、エの欄に記入してください。
※年個人である方の給与支払報告書(個人納付報告書)は別紙へ、下記切替理由を記載して合致する内容の記号(書A～書G)を記入、又は「普通徴収」と記入してください。
いずれかの記号がない場合は源泉徴収になる可能性があります。

区分	普通徴収への切替理由一覧
① 在職者	書A 総支給額が20万円以下(書D～書Gの欄に記入) 書B 給与が少なく、税額が2万円以下 書C 給与の支払頻度が不定期 書D 普通徴収として給与事業所等
② 退職者	書E 退職者
③ その他	書F 退職予定者(5月末日まで) 書G 乙欄該当者
計	人

※この仕切紙を複数、納税区分別に分類、記入する必要があります。

普通徴収とする人は普通徴収分仕切紙に記載されている普通徴収への切替理由一覧に合致する合計人数をそれぞれの区分に記載し、給与支払報告書を綴ってください。
(例：豊橋市へ提出する仕切紙)

裏面にQ&Aがあります。

給与支払報告書提出時の留意点 (お願い)

- ◆ 総括表の納税者情報には利用届出の基本情報を使用し、正確に入力してください。
- ◆ 受給者のカナ氏名は、カナは半角、氏名は全角で入力し、氏と名の間にそれぞれ1文字分のスペースを空けてください。

<p>【 誤った入力例 】</p> <p>トヨハシタの 豊橋太郎</p> <p>トヨハシ の 太郎 豊橋 太郎</p> <p>トヨハシ の 太郎 豊橋 太郎</p>	<p>氏と名の間に空白がない。</p> <p>氏と名の間に空白が複数ある。</p> <p>カナ(氏名)の各文字間に空白がある。</p>	<p>【 正しい入力例 】</p> <p>トヨハシ 太郎 豊橋 太郎</p> <p>※? は、1文字(カナは半角、氏名は全角)を表します。</p>
--	---	---

給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)および受給者、(源泉・特別)控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーの入力を忘れずにお願いします。



- ◆ 事業所指定番号(市町村によって異なります)を入力してください。
※ 豊橋市の指定番号は「4から始まる8桁の番号」です。
- ◆ 普通徴収の表示が無いものは、すべて特別徴収となります。
徴収区分の入力を忘れないようにしてください。

※ 特別徴収ができない場合のみ、普通徴収にチェック(入力)し、普通徴収仕切紙に記載された「普A」～「普F」の該当する記号を摘要欄に記載してください。

※ 徴収区分の入力に誤りがあると、事業所様・ご本人(受給者)様への税額通知の遅れにつながりますのでご注意ください。



eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3は除く。)
詳しい情報は、ホームページをご覧ください。	eLTAXについて http://www.eltax.jp/ マイナンバーについて(内閣府) http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
電話によるお問い合わせは 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3は除く。)	0570-081459 (ヘルプデスク) 03-5500-7010 (上記の番号がつかない場合)

☆ このチラシの内容に関するお問合せ先 ☆
豊橋市役所 市民税課 個人市民税グループ
? 0532-51-2200

2018年10月

電子納税サービスについて

電子納税とは、eLTAXを利用し、市税の納付手続きを自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に行うことができるサービスです。従来のように、納税のために金融機関の窓口まで出向く必要がなくなります。

豊橋市では、一部の税目(個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得)、法人市民税、事業所税)で電子納税サービスを提供しています。
利用可能な金融機関については、豊橋市ホームページにてご確認ください。

☆ 電子納税基本操作の流れ ☆



個人市民税・県民税(特別徴収分)の納付、法人市民税の見込み納付は②の方法で行います。

平成31(2019)年10月1日から地方税共通納税システムが稼働します。
個人住民税(特別徴収分)などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となります。
※ すべての地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となる仕組みです。
対象税目 ○事業所税 ○法人市民税 ○個人市民税・県民税(特別徴収分、退職所得)

(ポルトガル語)

市民税・県民税の納税について

豊橋市

あなたの市民税・県民税が決定しましたので、同封しました納税通知書で、各納期限までに近くの金融機関又はコンビニエンスストアに納めてください。

納税の方法は、納税通知書により6月、8月、10月、翌年の1月末日までの4回に分けて納めていただきます。また、ご希望ならまとめて納めることもできます。

コンビニエンスストアでは、領収済通知書にバーコードのないもの、納期限から30日を過ぎたもの、金額を訂正したもの、金額が30万円を超えるものは取り扱いません。

コンビニエンスストアでは現金のみの取り扱いとなります。

○ 市民税・県民税を納める人

1月1日に豊橋市に住所がある人で、前年に所得があった人は、豊橋市へ市民税・県民税を納めなければなりません。

(この税金は、日本国を出国しても納期未到来分を含め、すべて納めなければなりません。また、納税しない場合はビザなどの許可や申請ができなくなる可能性があります。)

**SOBRE O PAGAMENTO DO IMPOSTO MUNICIPAL E PROVINCIAL
(SHIMINZEI · KEN MINZEI) 市民税・県民税納税について**

MUNICÍPIO DE TOYOHASHI

Comunicamos que foi determinado o valor do seu Imposto Municipal e Provincial/SHIMINZEI E KENMINZEI.

Em anexo, estamos lhe enviando o talonário do imposto para que seja efetuado o seu pagamento, junto ao banco ou lojas de conveniência perto de sua residência, até os respectivos vencimentos.

Forma de pagamento: o imposto está dividido em 4 parcelas, com vencimento em junho, agosto, outubro e janeiro do ano seguinte. Caso deseje, poderá também ser pago a totalidade em uma única parcela.

As lojas de conveniências não recebem os impostos: sem o código de barra; os que ultrapassarem mais de 90 dias do vencimento; valores corrigidos ou parcelas com valores acima de ¥300 mil.

As lojas de conveniência só aceitam o pagamento em dinheiro.

○ QUEM DEVE CONTRIBUIR COM O PAGAMENTO DO IMPOSTO MUNICIPAL E PROVINCIAL. 市民税・県民税を納める人

Todas as pessoas com o endereço registrado no município de Toyohashi no dia 01 de janeiro, que auferiram renda no ano anterior, devem efetuar o pagamento do imposto municipal e provincial, ao município de Toyohashi.

(Este imposto, mesmo que saia do Japão, deve ser quitado na totalidade, inclusive os impostos devidos que ainda não estão vencidos).

ツイート

いいね! 0

納付方法

- かんたんな税金のしおり (日本語・外国語)
- 市税の口座振替について
- 納付の場所・こよみ・納期限 (口座振替日)
- eLTAXを利用した電子納税について

納税課

- 納付方法
- 納税
- よくある質問
- 市税 納税に関するQ&A
- 東三河広域連合

かんたんな税金のしおり (日本語・外国語)

〈やさしい日本語版 / Japanese〉

 [やさしい日本語版.pdf\(451KB \)](#)

〈ポルトガル語版 / Português〉

 [Guia de Orientação sobre o Imposto Para os Cidadãos Estrangeiros.pdf\(603KB \)](#)

〈スペイン語版 / Español〉

 [GUÍA DE IMPUESTOS PARA CIUDADANOS EXTRANJEROS.pdf\(499KB \)](#)

〈英語版 / English〉

 [Tax information book for our International residents.pdf\(495KB \)](#)

〈タガログ語版 / Tagalog〉

 [Gabay ukol sa Buwis para sa mga dayuhang mamamayan.pdf\(470KB \)](#)

お問い合わせ先

財務部 納税課 所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 (豊橋市役所 西館2階)
電話番号/0532-51-2235 E-mail/ nozei@city.toyohashi.lg.jp

このページに関するアンケート

豊橋市

English 中文繁体字 Português Español 画面の拡大 フリガナ 文字を大きく 拡大方法の説明

ホーム 暮らし 健康・福祉 教育・文化 魅力・観光 産業・事業 市政情報

ナビゲーション: ホーム > 市の組織 > 税務課 > 納付方法 > 納付の場所・こよみ・納期限 (口座振替日)

納付の場所・こよみ・納期限 (口座振替日)

豊橋市税クレジットカード納付のご案内

令和元年5月7日(火曜日)よりスマートフォンやタブレット端末からクレジットカードで24時間市税の支払いができるようになります。

市税クレジットカード納付について

納付の場所

- 豊橋市福祉金融機関及び納付代理金融機関
- コンビニエンスストア (モバイルレジ)
- MMK悠未設備店舗
- 豊橋市役所

くわしい場所はここに

納税のこよみ・納期限 (口座振替日)

令和元年(2019年)度

税目	期別	納期限 (口座振替日)
5月 固定資産税 軽自動車税	第1期 全期	5月31日(金曜日)
6月 市県民税	第1期	7月1日(月曜日)
7月 国民健康保険税 固定資産税	第1期 第2期	7月31日(水曜日)
8月 市県民税 国民健康保険税	第2期 第2期	9月2日(月曜日)
9月 国民健康保険税	第3期	9月30日(月曜日)
10月 市県民税 国民健康保険税	第3期 第4期	10月31日(木曜日)
11月 国民健康保険税	第5期	12月2日(月曜日)
12月 固定資産税 国民健康保険税	第3期 第6期	1月6日(月曜日)
1月 市県民税 国民健康保険税	第4期 第7期	1月31日(金曜日)
2月 固定資産税 国民健康保険税	第4期 第8期	3月2日(月曜日)

注) 市県民税、国民健康保険税について、年金からの特別徴収の方は年金支払月(徴収月)に天引きされます。

納税カレンダー (PDF)

- 日本語版 / Japanese (51KB)
- ポルトガル語版 / Português (79KB)
- スペイン語版 / Español (80KB)
- 英語版 / English (82KB)
- タガログ語版 / Tagalog (79KB)

Calendário de imposto Ano 2019

Mês de pagamento do imposto	Favor pagar o imposto até a data de vencimento	Tipo de Impostos			
		Imposto Municipal Provincial (Shikeminzei)	Imposto sobre Bens (Koteishizenzei - Toshikeikakusei)	Imposto de veículos de porte pequeno (Keijidoushazei)	Imposto sobre Seguro Nacional de Saúde (Kokumin kenkou hokenzei)
Abril 4月					
Maio 5月	31 / MAI / 2019 (Sex) 5月31日(金)		1ª.Parcela 第 1 期	Parcela única 全 期	
Junho 6月	1 / JUN (Seg) 7月1日(月)	1ª.Parcela 第 1 期			
Julho 7月	31 / JUL (Qua) 7月31日(水)		2ª.Parcela 第 2 期		1ª.Parcela 第 1 期
Agosto 8月	2 / SET (Seg) 9月2日(月)	2ª.Parcela 第 2 期			2ª.Parcela 第 2 期
Setembro 9月	30 / SET (Seg) 9月30日(月)				3ª.Parcela 第 3 期
Outubro 10月	31 / OUT (Qui) 10月31日(木)	3ª.Parcela 第 3 期			4ª.Parcela 第 4 期
Novembro 11月	2 / DEZ (Seg) 12月2日(月)				5ª.Parcela 第 5 期
Dezembro 12月	6 / JAN / 2020 (Seg) 1月6日(月)		3ª.Parcela 第 3 期		6ª.Parcela 第 6 期
Janeiro 1月	31 / JAN (Sex) 1月31日(金)	4ª.Parcela 第 4 期			7ª.Parcela 第 7 期
Fevereiro 2月	2 / MAR (Seg) 3月2日(月)		4ª.Parcela 第 4 期		8ª.Parcela 第 8 期
Março 3月					

豊島区の外国人住民税 の課題について

2019年8月9日(金)

豊島区役所
税務課長
井上 浩徳

豊島区の紹介

- ・面積…13.01km²
(23区中18位)
- ・人口…290,422人
うち外国人29,636人
(令和元年7月1日時点)
- ・人口密度…22,323人/km²
(日本一の高密都市)

○巨大ターミナル池袋

- ・一日乗降客258万人
- ・サンシャイン60

○住と商のバランス

- ・商業地「池袋」、周辺は住宅地
- ・約50%はマンション世帯

○7大学など10万人が学ぶ

- 学習院大学／川村学園女子大学／
女子栄養大学／帝京平成大学／
東京音楽大学／大正大学／立教大学
- ・私学など、約130の教育機関



○マンガの聖地「トキワ荘」

- ・手塚治虫、赤塚不二夫らが過ごした
アパート
- ・手塚治虫が住んだ「並木ハウス」
は現存

- 23区・北西部に位置
- 日本一の人口密度
- 進む少子高齢化

○ソメイヨシノ桜 発祥の地”駒込“

- ・江戸時代は園芸の土地

○おばあちゃんの前宿 巣鴨地蔵通り商店街

- ・年間850万人が訪れる

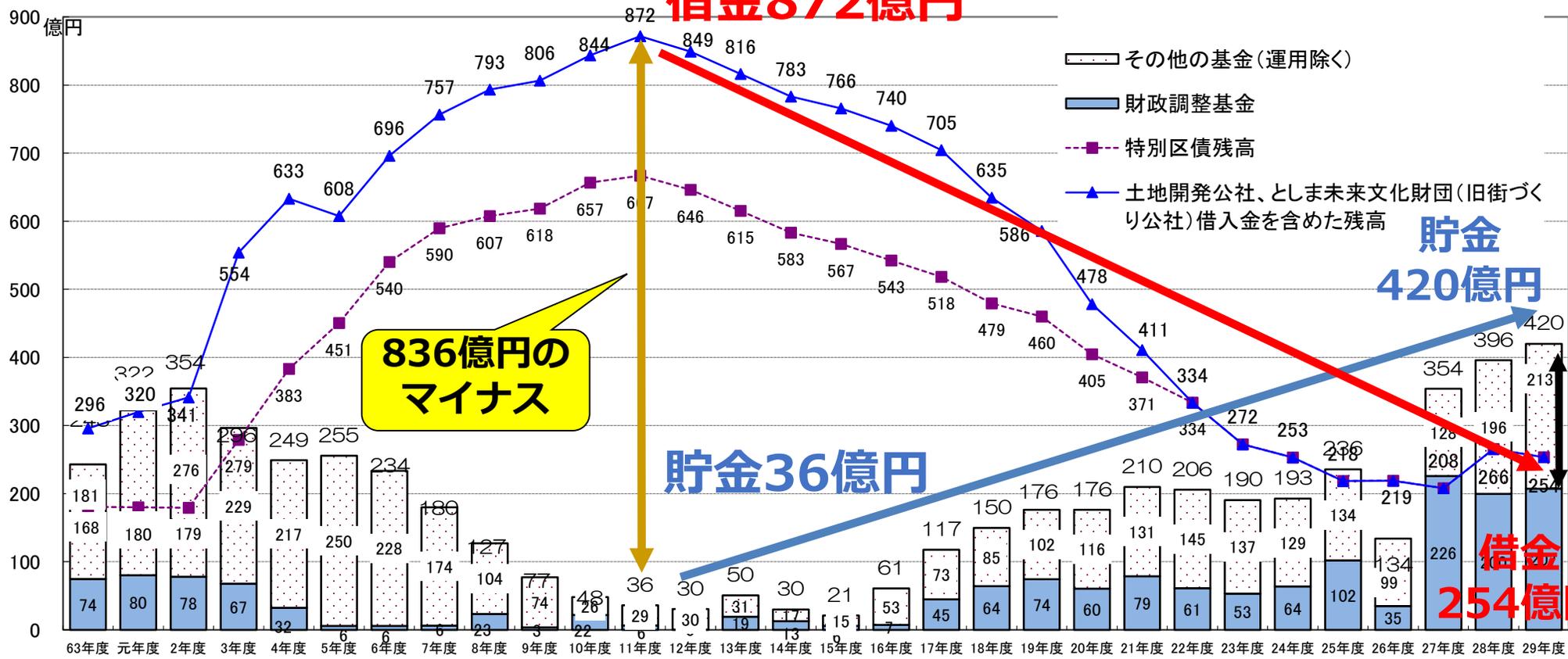
○国重要指定文化財 雑司が谷「鬼子母神」

- ・自由学園明日館、長崎富士塚

○池袋モンパルナス

- ・小熊秀雄、熊谷守一、寺田政明らを
育てた、“芸術家が交流するまち”

豊島区の財政状況の推移



**平成11年
財政破綻寸前**

- 徹底した行財政改革
- 人件費削減
 - 施設の統廃合
 - 事業の見直し

25年度決算で
23年ぶりに貯金が
借金を上回る

29年度決算では
160億円貯金が
借金を上回る

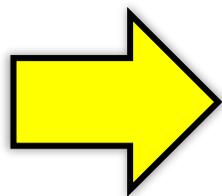
財政健全化

	平成12年度	平成29年度
職員数	2,899人	1,970人
人件費	282億円	219億円
人件費比率	32.6%	19.0%

	平成11年度決算	平成29年度決算
人口	24.8万人	29万人
区民一人当たり	借金33.6万円	貯金5.7万円
経常収支比率	99.5%	79.8%
公債費比率	14.0%	3.6%

消滅可能性都市から持続発展都市へ

平成26年5月8日
日本創成会議による発表
23区で唯一「消滅可能性都市」



ピンチをチャンスに！
人口減少社会への
豊島区の挑戦

全国の1,718自治体のうち、896の自治体が
「消滅可能性都市」に

これからの豊島区のまちづくり
個性と存在感を発揮する「住みたい、訪れたい」まちへ

住みたいまち

定住人口の確保

選ばれるまち

訪れたいまち

交流人口の拡大

女性にやさしい
まちづくり

地方との共生

対策の4つの柱

高齢化への
対応

日本の推進力

世界を視野に置いたまちづくりの展開

国際アート・カルチャー都市構想

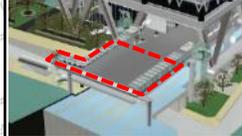
■池袋西口公園
西口の「アート・カル都市」のシンボルとして本格的な劇場空間へ！



■池袋駅西口地区
(市街地再開発事業)
平成27年12月 準備組合設立
平成30年度 都市計画決定予定
●国家戦略都市計画建築物等整備事業予定



■ビックリガード上空デッキ
(平成31年秋竣工予定)
約616m、幅22m×長28m
西武ビルデッキと合わせて約2,000



■西武鉄道池袋ビル計画
(平成31年春竣工予定)
●民間都市再生事業計画認定



■南池袋公園
(平成28年4月リニューアル)



■豊島区新庁舎
(平成27年3月竣)



平成27年7月指定
特定都市再生緊急整備地域

東池袋1丁目地区 約0.9ha
(平成29年3月準備組合設立)

■ハレザ池袋 2020年夏グランドオープン 8つの劇場が誕生
年間1000万人を集客する「国際アート・カルチャー都市」のシンボル
(平成31年4月末 新ホール棟竣工、平成32年7月 オフィス棟を含むグランドオープン)

●国家戦略民間都市再生事業認定 (平成28年度)

国家戦略都市再生プロジェクト



■LRT実現に向けた電気バスの導入
平成31年度 運行開始予定

池袋・新庁舎を起点として、区内各地域を回遊する新・移動手段

工業デザイナーの水戸岡鋭治先生にトータルデザインを依頼



■造幣局跡地の新公園
(平成31年度末 防災公園開園予定)



■南池袋2丁目C地区
(市街地再開発事業)
平成29年2月 国家戦略都市再生プロジェクト
(平成29年度 都市計画決定予定)



■東池袋4丁目2番街区
市街地再開発事業
(平成29年3月 都市計画決定)



■東池袋5丁目地区
市街地再開発事業
(平成29年度 工事着手)



「わたしらしく、暮らせるまち。」 主なプロジェクト

FFパートナーシップ協定 【公民連携による 分野横断的な事業展開】

企業と連携し、女性や子育て世代・働く世代を
メインターゲットにお互いのノウハウや人材な
どのリソースを活用した事業や企画を展開



としまぐらし会議 【多方向の対話の場の構築】

住民、企業、行政など、様々な立場が一
堂に会し、「こんなまちにしたい」を実
現するための会議として開催。フュー
チャーセッション型のワークショップを
行い、10のプロジェクトが誕生

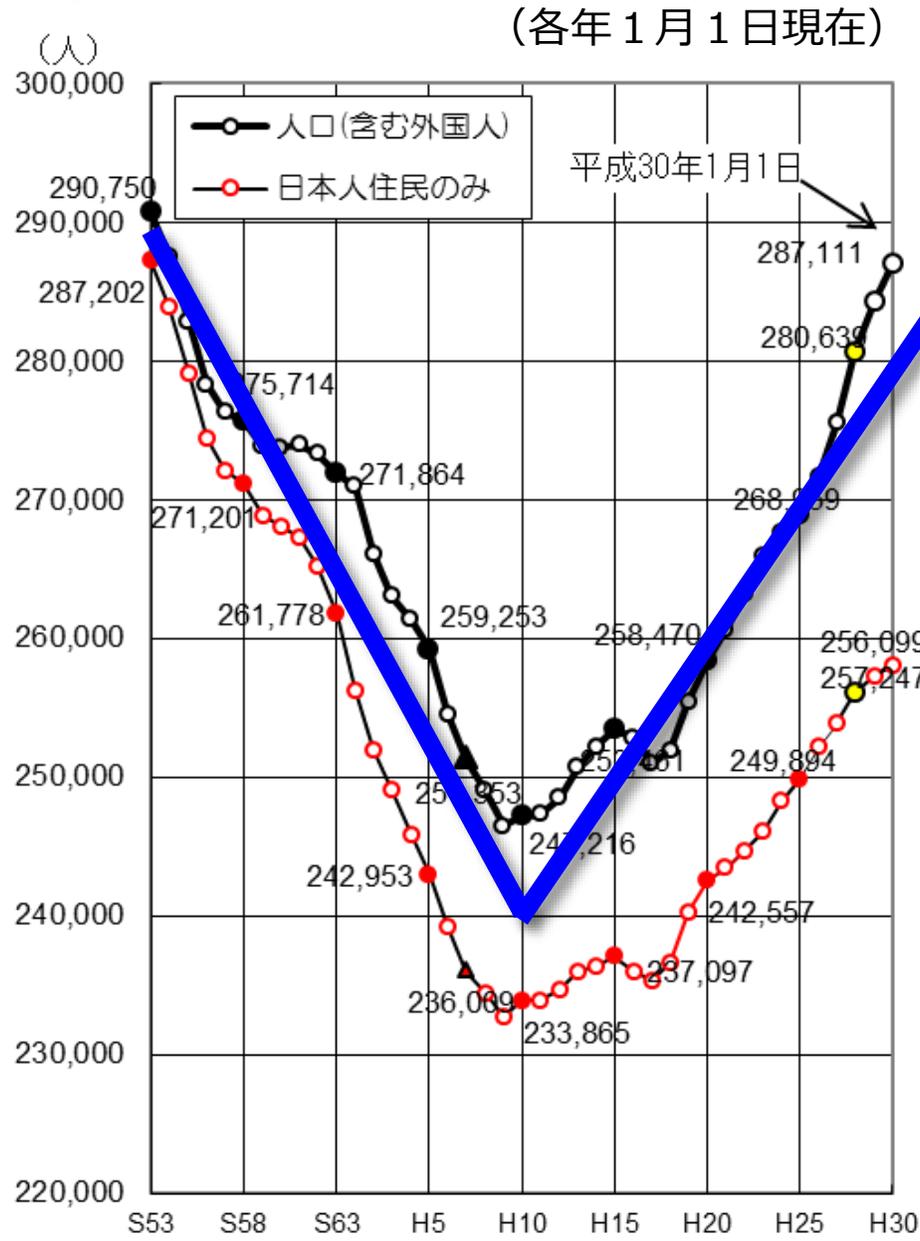


としまパブリックトイレ・ トイレアートプロジェクト

“トイレは街の顔”
公園トイレ85か所を3年で改修していくなか
で、若手アーティストとのコラボや住民参加に
よる地域特性を活かしたアートトイレを展開



人口の推移



■消滅可能性都市の指摘を受けた
平成26年から4年間で15,000人増

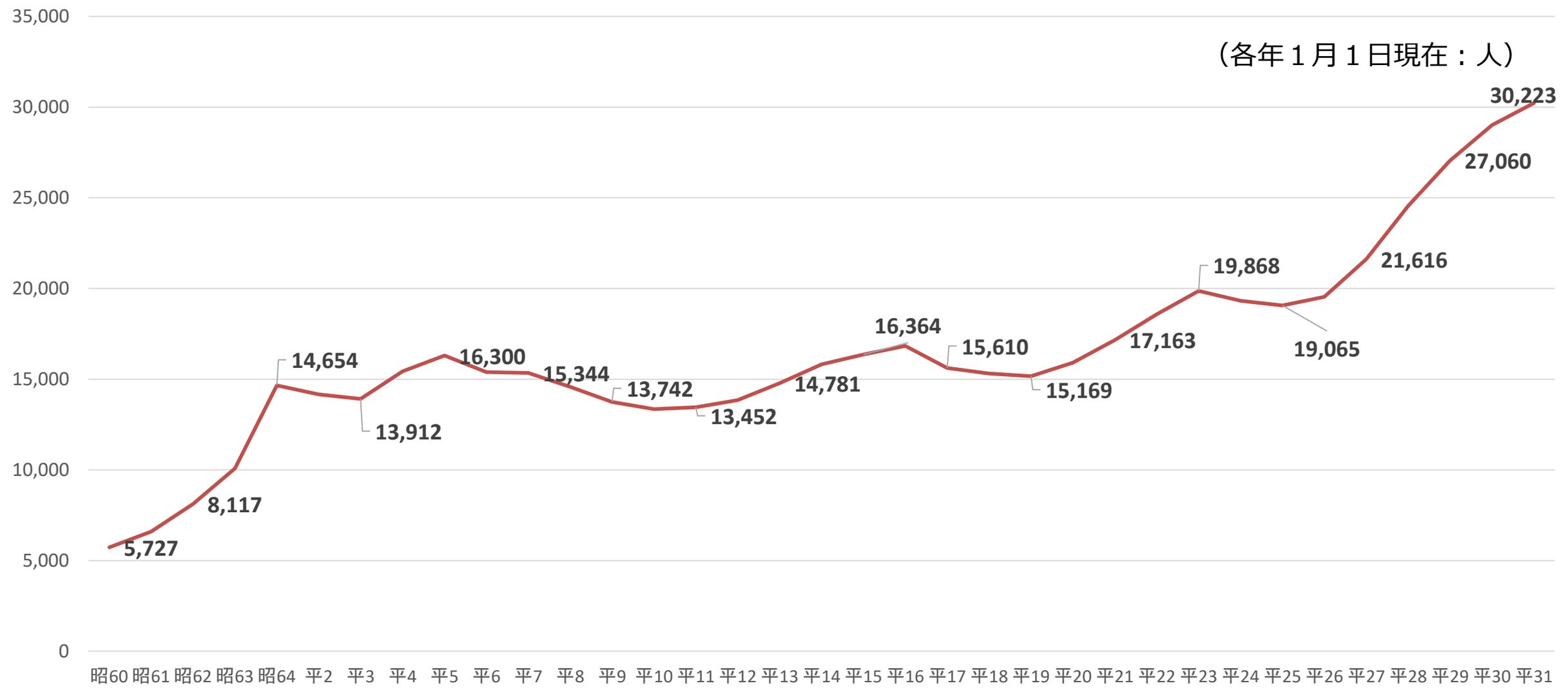
■そして、平成30年7月5日
人口は290,024人に

V字回復で
40年ぶりの29万人突破！

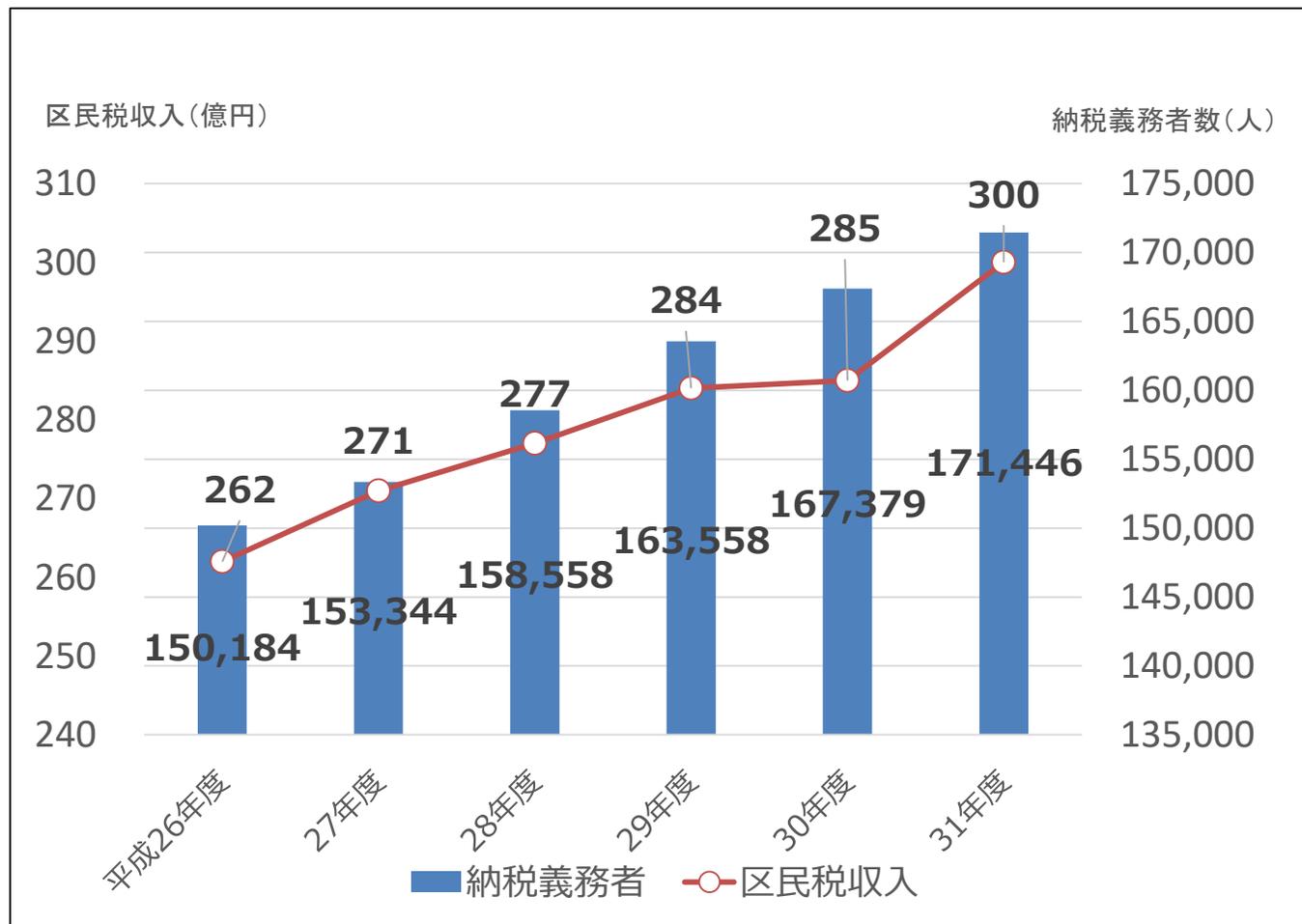


外国人住民数

■外国人人口は右肩上がり



納税義務者数と区民税収入の推移



※区民税収入については、29年度までは決算額、30・31年度は予算額

※納税義務者については、平成29年度までは決算額、30年度は決算見込みベース、31年度は当初予算ベース

消滅可能性都市の指摘を受けた
平成26年から5年間で

■ 納税義務者

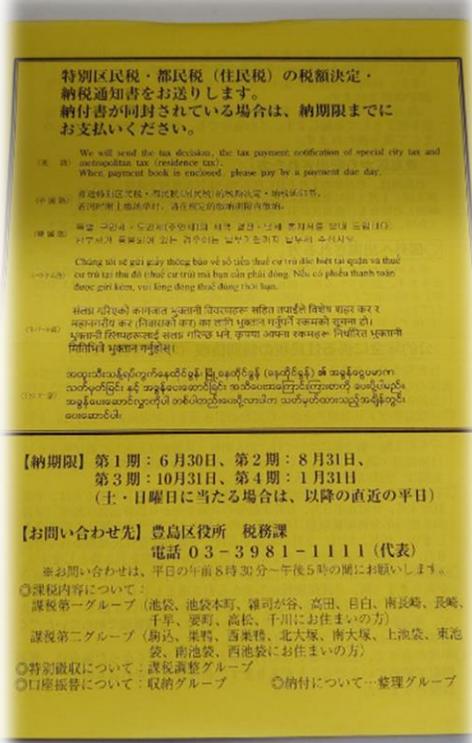
約21,000人の増加!

■ 区民税収入

約38億円の増加!

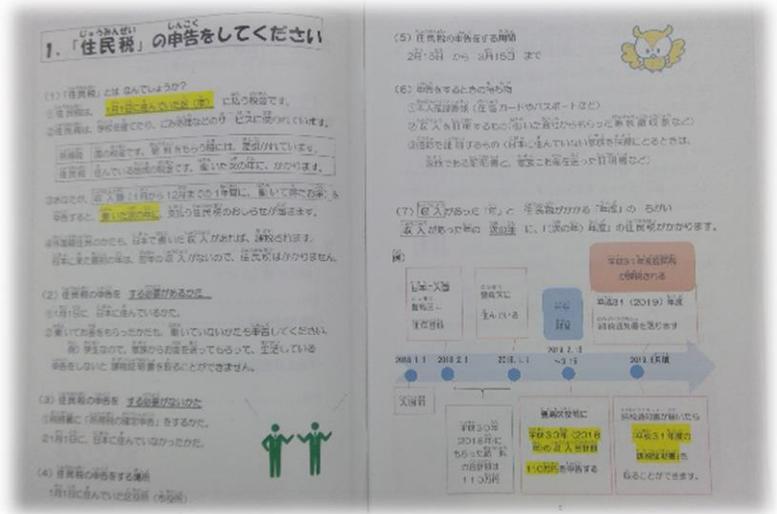
課税通知書

課税通知書には英語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語を記載。中に黄色い目立つ用紙を同封し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語で期限内に納税するよう注意喚起



住民税ガイドブック

はじめて日本に住むかた向けに、住民税の申告、計算方法、納税管理人、租税条約、課税・納税証明書、住民税の納付などについて、やさしい日本語で紹介



翻訳タブレット

中国語、英語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語など12か国語に対応するタブレット端末により多言語による相談業務を開始



外国語対応相談員

中国語対応の相談員を配置し、滞納抑制を図ってきた。昨年途中よりベトナム語対応相談員を活用開始（税務・国保）

催告書

催告慣れが起きないように毎回デザインを変えるとともに、豊島区の特徴に合わせベトナム、ネパール、ミャンマー語での案内も記載



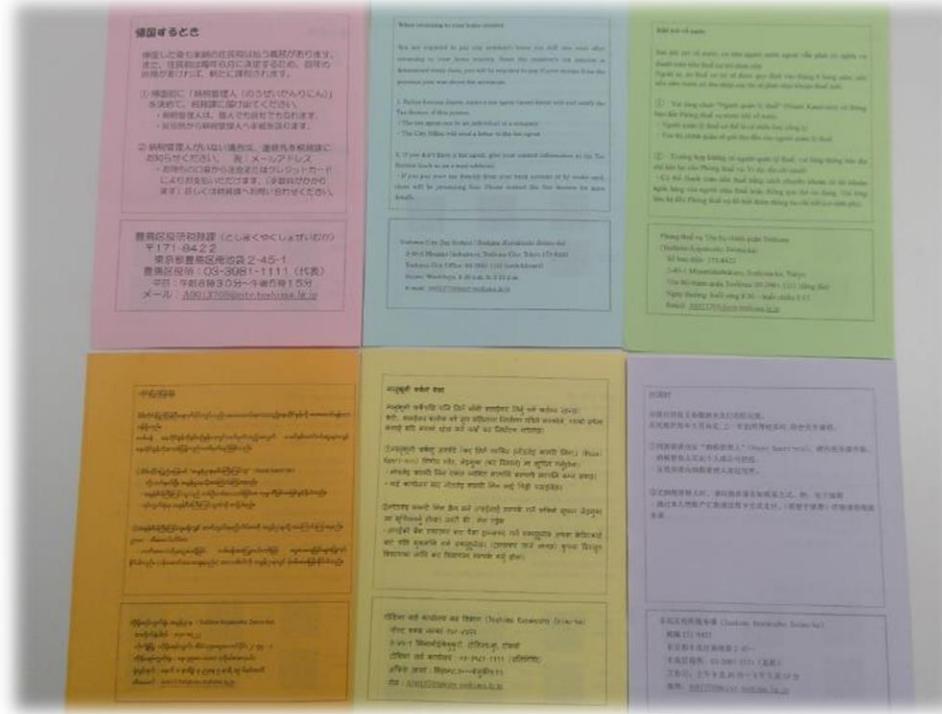
SMS催告

SMS（ショートメッセージサービス）は、一度に多くの対象者に配信できることから、事務負担が小さく、コストの大幅な削減が図れる、新たな納付勧奨手段として活用。今年度は外国人滞納対策として、英語による配信を実施



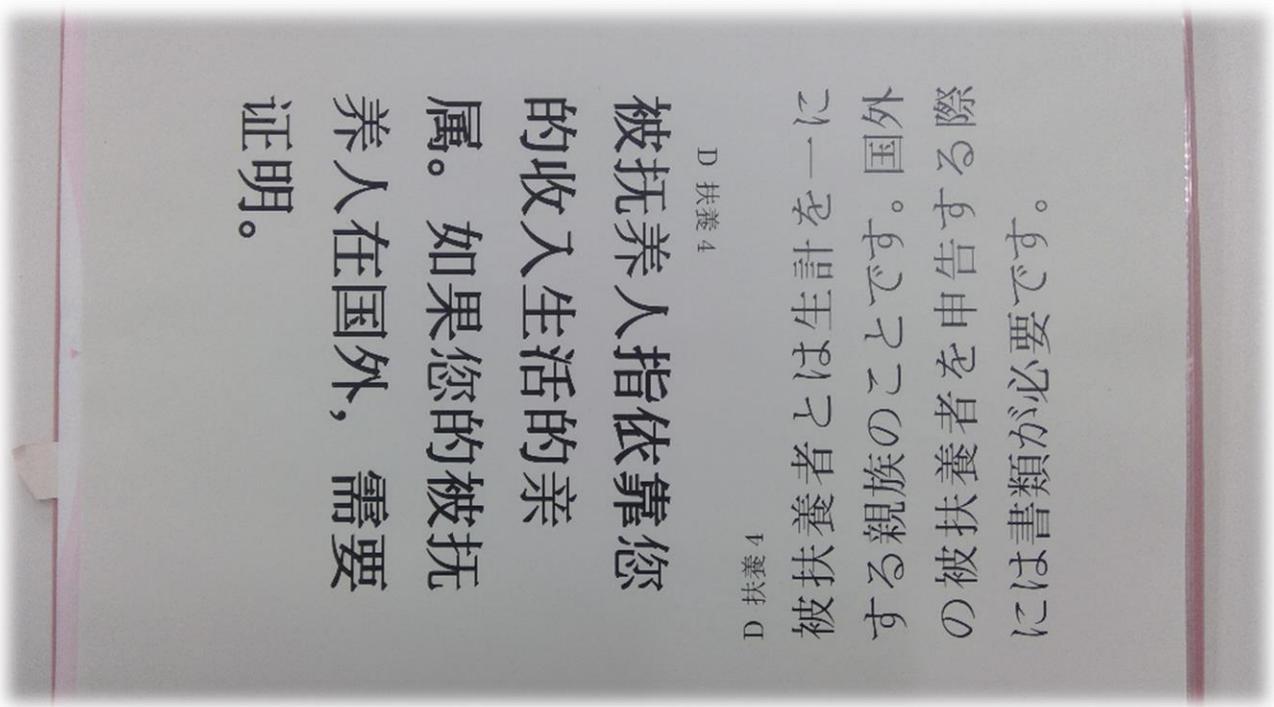
税のチラシ

英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語に訳したチラシを製作。区内の日本語学校等に配布し、日本の税制度を周知を図っている



指差し式 窓口フレーズ

課税と滞納整理用に、中国語と英語版を作成。それぞれ約40フレーズほどあり、窓口で活用



番外編

トイレの流し方



- 英語: Push and Clean
- 中国: 请按此按钮 冲水
- 韓国: 누르면 흘리는
- タイ: กดเพื่อจมน
- ベトナム: Push to chìm
- ミャンマー: စာနယ်ဇင်းများ ဂိုဒေါင်

令和元年度 自主研究活動

【主催】中国語でしゃべランチ

「中国語でしゃべランチ」



～楽しくランチタイム語学～

ネイティブ職員である特別区税外国語対応相談員の趙さんと職員が一緒になって、楽しみながら食事をして中国語を学びます。対象は中国語の会話に興味がある人全員で、中国語を話せない職員でもだいじょうぶです。令和元年度は、「火曜日は初心者向け」、「木曜日は中・上級者向け」に開催します。昼休み時間帯で、気軽にネイティブから直接学べる機会です。必要なものは中国語を学びたい意欲と、自分の分のおひるごはんだけです。皆様の参加を歓迎します!(^^)!

ぜひ昼休みに「中国語でしゃべランチ」にお越しください。

【プロフィール】

国立大学法人 千葉大学 大学院卒



中国語の標準語（公用語）である北京語を話す。

最近のマイブームは身体を鍛えることと美味しい料理を作ること。

平成28年度から税務課の職員として窓口や電話での中国人対応といった職務を遂行している。



豊島区職員

趙 連偉 女史

期 間 毎週2回(火・木曜日)昼休開催※祝日は除く

場 所 豊島区本庁舎 教育委員会室(教育委員会で昼休みに部屋を使用しない日)

費 用 無料(テキスト代も無料です)

申 込 み 下記の問合せ先までご連絡ください。(事前申込必須)

問合せ先

総合高齢社会対策推進室	代表:畑	内線:2426
税務課 課税調整グループ	副代表:高野	内線:2353
税務課 整理第一グループ	副代表:大矢	内線:2351
生活衛生課 環境衛生グループ	副代表:渋谷	内線:4093

こんな感じで開催しています!



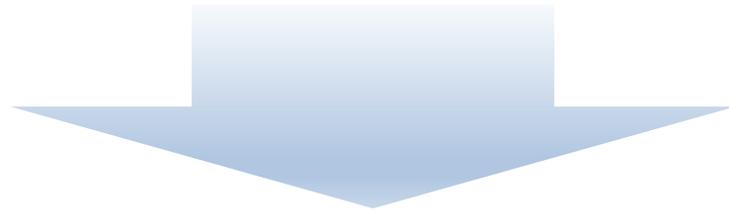
多言語での行政情報動画

来日したばかりの外国人留学生に対して、住民税・国民健康保険料等の生活のルールを周知するための動画を作成。豊島区ホームページ以外にもYouTubeでも配信



留学生同士の会話に先輩が答えるシーン

- 1 外国人住民の増加 豊島区民の10.2%が外国人
- 2 留学生が多く、翌年課税時に特別徴収できない
- 3 納税管理人制度が浸透しない
- 4 翌年課税のため、帰国時点での納付が難しい
- 5 住民税制度の無い国からの入国者には、住民税の理解が得られない



今後、どうしていくか？

ご清聴ありがとうございました。